

(平成29年習志野市議会第2回定例会)

発議案第 1 号

組織犯罪処罰法に新設された「共謀罪」の廃止を求める意見書について

上記の議案を別紙のとおり習志野市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成29年6月29日

習志野市議会議長

田 中 真太郎 様

提出者	習志野市議会議員	谷 岡 隆
賛成者	習志野市議会議員	央 重 則
〃	〃	宮 内 一 夫
〃	〃	佐 野 正 人

組織犯罪処罰法に新設された「共謀罪」の廃止を求める意見書

安倍政権は、テロ対策を口実に「共謀罪」（いわゆるテロ等準備罪）の創設を狙って、組織犯罪処罰法の一部改正案を第193回通常国会に提出した。これは、市民の思想や良心の自由の抑圧につながる重大な問題である。5月23日に衆議院本会議で、6月15日には参議院本会議で採決が強行されたことに強く抗議する。

政府は、テロ対策のためなどと説明しているが、日本はテロ防止のために13の国際条約を締結しているし、テロにつながるような重大犯罪については、それを未然に防ぐ手だてが法制化されている。

また、「テロ等準備罪」の対象とされる「組織犯罪集団」の定義は曖昧で、既にある盗聴法などと一体で運用され、警察などの判断で幅広い市民運動や労働運動などが監視・弾圧の対象になる危険性は拭えない。これまでも、警察が違法な盗聴や監視などの不当な捜査を行っていたことを忘れるわけにはいかない。

犯罪名を「テロ等準備罪」に変えても、実際に犯罪行為を行わなくても相談したことを罪に問うという大もとに変更が加えられたわけではない。政府は「テロ等準備罪」と呼んでいるが、その本質は過去3回廃案になった「共謀罪」と何も変わっていない。

戦前、思想・言論弾圧に猛威を振るった治安維持法によって、労働運動などの社会運動だけでなく、文化人、宗教者、学生など多くの市民が弾圧され、物言えない戦争国家がつくられていったことは歴史の事実である。同じ過ちを繰り返してはならない。

よって、本市議会は政府に対し、市民の思想や良心の自由を守るために、第193回通常国会で強行採決された組織犯罪処罰法の「共謀罪」を廃止するよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

習志野市議会議長

田 中 真太郎

提案理由

本案は、内閣総理大臣、その他政府関係機関に対して、標記意見書を提出するものである。

(平成29年習志野市議会第2回定例会)

発議案第 2 号

農業者戸別所得補償制度の復活を求める意見書について

上記の議案を別紙のとおり習志野市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成29年6月29日

習志野市議会議長

田 中 真太郎 様

提出者	習志野市議会議員	荒 原 ちえみ
賛成者	習志野市議会議員	宮 内 一 夫
〃	〃	藤 崎 ちさこ
〃	〃	立 崎 誠 一
〃	〃	入 沢 俊 行
〃	〃	谷 岡 隆

農業者戸別所得補償制度の復活を求める意見書

今、米価は生産費を大きく下回る水準に下落し、多くの稲作農家は「もうつくり続けられない」という事態に追い込まれている。

また、「安いコメ」の定着により、生産者のみならず流通業者の経営も立ち行かない状況にある。

このような中で政府は、農地を集積し、大規模・効率化を図ろうとしているが、現状の低米価では、規模を拡大した集落営農や法人ほど赤字が拡大し、経営危機に陥りかねないのである。

平成22年に始まった「農業者戸別所得補償制度」は、米の生産数量目標を達成した販売農家に対して、生産に要する費用（全国平均）と販売価格（全国平均）との差額を基本に交付する「直接支払（10アール当たり15,000円）」が行われ、多くの稲作農家の再生産と農村を支える役割を果たしてきた。

しかし、平成25年度からは「経営所得安定対策」に切りかわり、米については、平成26年度産から10アール当たり7,500円の交付金に引き下げられたことで、稲作農家の離農が加速し地域の疲弊が進んでいる。しかも、この制度は平成30年度産米から廃止されようとしているのである。

これでは、稲作経営は成り立たないばかりか、水田の持つ多面的機能も喪失し、地域経済にも大きな困難が生じることは明らかである。

国民の食糧と地域経済、環境と国土を守るためにも、農業経営を下支えする政策の確立は急務である。

よって、本市議会は政府に対し、農業者戸別所得補償制度を復活するよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

習志野市議会議長

田 中 真太郎

提案理由

本案は、内閣総理大臣、その他政府関係機関に対して、標記意見書を提出するものである。

(平成29年習志野市議会第2回定例会)

発議案第 3 号

環太平洋連携協定発効の断念を求める意見書について

上記の議案を別紙のとおり習志野市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成29年6月29日

習志野市議会議長

田 中 真太郎 様

提出者	習志野市議会議員	入 沢 俊 行
賛成者	習志野市議会議員	央 重 則
〃	〃	宮 内 一 夫
〃	〃	谷 岡 隆

環太平洋連携協定発効の断念を求める意見書

環太平洋連携協定（ＴＰＰ）は、競争力が強い国、国境を越えて活動する多国籍企業のために、関税を原則撤廃し、非関税障壁も大幅「緩和」するなど、各国の主権を超えて、経済にも暮らしにも重大な影響を与えるものである。

今年発足した米国トランプ政権は自国の「利益第一」の立場から、ＴＰＰからの離脱を決めた。５月に開催された米国を除くＴＰＰ参加１１カ国の閣僚会議で、石原伸晃経済再生担当大臣は、まず１１カ国でＴＰＰを発効させ、米国に対しては日本が「橋渡し」になって復帰を促すことなどを主張したが、発効することはなかった。

ライトハイザー米通商代表部代表は「離脱が変わることはない」、「１対１の交渉の手間も惜しまない」と表明した。ロス米商務長官は、ＴＰＰは「出発点」で最終的には貿易や投資を自由にする日米「自由貿易協定（ＦＴＡ）」を結ぶと明言し、２国間交渉で、日本に輸入拡大への譲歩を求める構えである。

安倍政権はＴＰＰ交渉で農産物などの輸入拡大を受け入れた。米国はこれらのＴＰＰ交渉での譲歩を土台に、ＦＴＡで農産物や自動車などの輸入拡大をさらに迫る狙いがあるとされている。日本農業新聞は「日米ＦＴＡとなれば、ＴＰＰを超える輸入自由化となることは避けられない」と警戒している。

日本政府があくまでＴＰＰに固執するならば、米国がＴＰＰ水準以上の譲歩を日本に求めることになる。

よって、本市議会は政府に対し、日本の経済主権を守るためにＴＰＰの発効を断念するよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

習志野市議会議長

田 中 真太郎

提案理由

本案は、内閣総理大臣、その他政府関係機関に対して、標記意見書を提出するものである。